警察庁「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 従来、暴力団排除条例の制定等に より暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいるが、中小企業等協同組合についてもご案内の通り、全国的に中央会がまとめた定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったようである（平成27年）。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりがある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律（資金業法や水産業協同組合法など）と同様に、中小企業等協同組合法に暴力団排除規定を追加することを求める。	－	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県	－	石岡市、川崎市、姫路市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底するとて、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本案においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、国レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めるべきと賛同する。	【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の活法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁でも適宜情報を提供するなどの協力を行っておいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものであると、したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の妥当性が検討されるべきであると。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。
78	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教育の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教育を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を生じるとになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手として の重要性を考慮し、新例従来普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。 【求める措置】 （1）各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められた消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。 （2）教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められた消防団員等も受講可能とすること。 （1）、（2）の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	実際の道路交通環境下における安全性を毀損することなく、消防団所有自動車を運転できる消防団員の確保が可能となることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。 また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を防れる自衛隊とつながりを持つ機会が生じることとなり、その際の人的つながりが、将来の災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることになる。	道路交通法 道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生総合戦略 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	警察庁、総務省、防衛省	鳴沢村、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	山梨県（14町村）共同提案 幹事団体：山梨県鳴沢村	南藤市、ひたちなか市、流山市、石川県、南アルプス市、多治見市、山県市、由原市、千早赤阪村、宇和島市	○平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を生じる恐れがある。 ○当市は、消防団員2,084名を有し、毎年80人程度の新入団員を迎えている。今後、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支障をたしん、地域の安全安心を揺るがすことにもなりかねないため、対象の消防団員が、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できるように、ならなるような特例の制定に賛同するものです。 ○当市消防団においても、3.5トン以上の消防車両を10台所有しており、平成29年3月12日の道路交通法の改正により普通運転免許で運転できる自動車の総重が3.5トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転について心配の声があがけられています。 現在、当市でも令和元消防団に入団した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転免許を取得しており、今後、同様の団員が増加していくことで消防団活動に支障が起こることが予想されます。 「こうした状況を踏まえると、消防団所有の消防ポンプ車の運転に必要な免許を、取得しやすくなるような特例制度の創設を希望します。 ○本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が3名在籍しており、今後は更に増加していく思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は3台合すべて3.5トン以上の仕様となっている。 以上のことから、提案されている「消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設」は非常に有効な手段であると思われる。	【警察庁】 提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議」の資料6も参照し、以下のとおり回答する。 【1)について】 公安委員会から指定を受けた自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）で技能教習を受講した者のうち一定の要件を満たす者（道路交通法第3条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者）は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなるところ、職員や技術等に関して一定の要件を満たす自動車教習所は、当該指定を受けることができるとされている。したがって、消防学校や同学校の委託を受けた自動車教習所（以下「消防学校等」という。）が、当該一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一定の教習を受け、かつ道路交通法第7条の2第1項第2号の適用を受ける者について、技能試験を免除することができる。 以上のことから、御提案の内容に、消防学校等における乗中型自動車免許に係る教習を終えた者のうち一定の要件を満たす者（道路交通法第7条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者）について、指定自動車教習所を卒業した者と同様に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというものが金まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法令で対応可能である。 また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の要件（以下「要件」という。）に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているものと承知しているところ、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転やすくなるように特例制度の創設を希望しているものであるとの一方、要望は、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技能を有していると認められる者に対して、技能試験を免除するものであり、道路交通法上、要件を受けた者は、当該要件により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。 したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適当である。 【2)について】 御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講することができることが必要であるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当方から回答は差し控えたい。 【総務省】 【1)について】 御要望の趣旨が、消防学校等で教習を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというものであれば、警察庁が所管する道路交通法上の制度に関するものであることから、当庁から回答は差し控えたい。 なお、消防組織法第31条では、「都道府県は・・・消防学校を設置しなければならない。」と規定されており、同条第4項の規定において「消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を参酌するように努めなければならない。」とされている。この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第1条においては、「消防団員に対する特別教育の効率的遂行機関（に教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じて必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。 また、「平成30年1月26日付け消防地第20号消防庁次長通知」において、「消防団員の車中型免許取得に係る公費負担制度の創設」と、「地域の実情に応じて、消防自動車の更新機会等に合わせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用」について表題しているところ。 さらに、平成29年度3月12日以降に普通免許を取得した団員が車中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を講じることとしている。 【2)について】 御指摘の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められた消防団員等も受講可能とすることについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。 【防衛省】 防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2に基いて、「自衛隊法第100条の2に基いて、「自衛隊法第100条の2に基いて、「

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
59	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいるなか、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を未然に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	－	－	－	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		・中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。 ・引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを成すべきあり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。	【警察庁】 （1）中小企業等協同組合法（昭24法181） 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）
78	○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得していても、準中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障を来すことが想定されるほか、免許取得が負担になることを理由として、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。 ○第1次回答において、現行制度での対応の可否について各省庁から回答をいただいたが、運転免許取得費用に対する公費助成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防団活動の支障に対応するためには、どのような施策を実施できるのか、ということを、省庁の枠を超えて検討していただき、提案願いたい。 ○消防団活動の支障となっている「また将来的になるであろうことが容易に想定できる」ということを改めて認識いただき、できる限り少ない時間で準中型以上の消防車両の運転が可能となるような制度スキームを創設することは、消防団員の免許取得の負担軽減につながり、消防車両を運転できる団員の確保に資することを踏まえ、消防団法制として、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受けられることを明らかにしていただきたい。 ○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受入れについて、再検討いただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○　総務省において、 　準中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を国として支援するために、運転免許制度の改善等を総省庁と調整すべきではないか。さらに、準中型免許取得費用の特別交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支障を解決するための施策を検討すべきではないか。 ○　警察庁において、 　消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が準中型免許を取得しやすくなるように、運転免許制度の見直しについて検討していただきたい。 　また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を終了した消防団員の中型免許の免許取得を可能とすべきではないか。 ○　防衛省において、 　年齢や運転経験年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく、そのような場合自衛隊法第100条の2第1項の「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」に該当するものと解釈し、自衛隊自動車訓練所で消防団員の教育訓練を受け入れるべきではないか。	【警察庁、総務省】 総務省消防庁及び内閣府地方分権改革推進室が連名で、全市町村に対して実施している消防団員の準中型免許の取得に係る支障事例の調査の結果等も踏まえ、関係省庁において、消防団員による準中型免許の取得をより円滑にするための取組を検討する。 【防衛省】 「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の記載に「年齢や運転経験年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなくとあるが、御指摘のようなことはない。 　そのうえで、防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「自今で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができると定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、受託を行うことができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「陸下車の試験隊下」「潜水艦の試験航走」「砲色」「砲の操作」に従事する者と規定されている。 　貴望されている消防団員に対する自衛隊の自動車教習所での教育訓練の受託については、まず、自衛隊法施行令第126条の2が定める技術者の範囲に含まれていない。また、自動車運転技術の習得は、一般に長期の自動車教習所において行われるものであり、自動車教習所が全国に多数存在することを考えれば「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」の要件を満たすとは言えないことから、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについて御理解を願いたい。 　なお、各自衛隊においても、施設等の制約から、受講可能人数が限られているため、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用しているような状況である。	6【警察庁】 （4）消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であることを踏まえ、市町村等が地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 （関係府省：総務省）
163	通達等の発出時期については、ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催までに訪日外国人旅行者への最初や受入環境整備を十分に行えるよう、今年度のできるだけ早期に発出していただくことを希望する。 「また、8月6日に行われた地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会（関係府省からのヒアリング）で有識者から指摘があったように、「ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域（エストニア共和国、スイス連邦、スロベニア共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾の8か国・地域）の運転免許証で運転する際の車両区分についても、併せて通達等で明確化していただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○　訪日外国人の搭乗型移動支援ロボットの公道運転について、ジュネーブ条約加盟国の国際運転免許証の車両区分及び非加盟国の外国運転免許証の車両区分を明確化した通達等を、地方公共団体に対し平成30年度中に発出していただきたい。	・公道実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットは、原動機付自転車又は小型特殊自動車に分類されるが、これら原動機付自転車又は小型特殊自動車を道路交通法第107条のさで規定する国際運転免許証又は外国運転免許証で運転することができる場合を明確化するため、今年度中に都道府県警察に対して文書を発出する。	6【警察庁】 （3）道路交通法（昭35法105） 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証（107条の2）で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて実験の実施主体に2018年度中に周知する。